

古賀市立中学校部活動方針

令和8年4月改定
古賀市教育委員会

1 本方針策定の趣旨

古賀市教育委員会では、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（平成30年3月スポーツ庁）、「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（平成30年12月文化庁）、「福岡県運動部活動の在り方に関する指針」（平成30年12月福岡県）、「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」（平成31年1月25日中央教育審議会）、「福岡県文化部活動の在り方に関する指針」（令和2年2月福岡県）、「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」（令和2年9月スポーツ庁）、「文化部活動の地域移行に関する検討会議提言」（令和4年8月文化部活動の地域移行に関する検討会議）、「『未来のブカツ』ビジョン（概要版）」（令和4年9月地域×スポーツクラブ産業研究会最終提言経済産業省）、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（令和4年12月スポーツ庁・文化庁）、を踏まえ、次のような趣旨から「古賀市立中学校部活動方針」を定めることとする。

また、古賀市では、「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」（令和7年12月）等の国や県の方針に基づき、部活動の地域移行・展開を目指しており、本方針についてもその方向性を遵守するものとする。

- 生徒の生活全体を見渡して、部活動の適切な活動時間や休養日について明確な基準を設定するなど、生徒のバランスの取れた健全な成長を目指す。
- 教職員の勤務負担軽減や本分である教科指導等（教材研究等）とのバランスが取れた部活動の在り方、運営方法等について再検討し、教職員のワーク・ライフ・バランスの実現を目指す。
- 生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

2 部活動の意義

- (1) 部活動は、「生徒の自主的、自発的な参加により行われる」ものであり、学校教育の一環としてスポーツや文化及び科学等に興味と関心をもつ同好の生徒が、その能力・適性、興味・関心に応じた活動を通じて、技能や知識の習得を目指し、継続して努力し、充実感や達成感を味わう等、生徒が豊かな学校生活を送る上で大きな意義をもつ。
- (2) 部活動は、生徒が学級や学年の枠を超えて、共通の目標に向かって互いに競い、励まし、協力する中で、仲間や指導者と触れ合うことにより、自主性、協調性、責任感、連帯感等が養われ、望ましい人間関係や社会的資質を培うために大切な活動である。
- (3) 部活動は、生涯にわたりスポーツや文化及び科学等に親しむ態度を育むとともに、生徒の健やかな体と豊かな心を育て、家庭や地域とのつながりを深めるとともに、学校の伝統や特色づくりにも寄与する活動である。

【中学校学習指導要領（文部科学省平成 29 年告示）】

第1章 総則

第5 学校運営上の留意事項

1 教育課程の改善と学校評価、教育課程外の活動との連携等

ウ 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

3 学校における体制整備

(1) 部活動の適切な設置

各校における部活動の設置（新設、統廃合を含む）については、生徒、教職員、保護者、地域等の実態に応じ、生徒の安全の確保、教職員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、校長の判断で行う。その際には、種目別の最低必要部員数、部活動顧問や指導者、保護者や地域の協力体制等について吟味し、持続可能性を十分に考えた上で判断する。

なお、生徒数の減少等、やむを得ない場合には、保護者や地域の理解を得ながら、休部または統廃合の措置について検討する。

(2) 活動方針・活動計画の作成と関係者との共有

部活動顧問は、部活動の運営について生徒や保護者等の関係者の理解を得て連携してこれに取り組むため、以下にしたがって部活動の活動方針・活動計画を作成し、関係者と共有する。

- ① 部活動顧問は、各校における活動方針を受け、年度当初、担当する部活動の目標や方針、おおまかな年間活動計画を作成の上、生徒・保護者に提示し、理解を得る。
- ② 部活動顧問は、月間の活動計画を作成し、校長の承認を得て、生徒・保護者に提示する。
- ③ 校長は、月間の活動計画を点検し、方針で定める範囲の活動となっているかを確認し、必要に応じて部活動顧問を指導する。

(3) 学校部活動に係る活動方針の作成と公表

各学校の校長は、古賀市教育委員会「古賀市立中学校部活動方針」に則り、毎年「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。部活動顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。

校長は、活動方針、活動計画及び活動実績を学校のホームページへの掲載等により公表する。

(4) 活動日

活動日は以下のとおり設定し、遵守する。

- ① 通常の活動日及び長期期間中の活動日は、1週間において、4日（原則として、火・木・金・土曜日）以内で設定する。なお、必ず部活動顧問が対応できる日のみを活動日とし、部活動顧問が出張・年休等で不在の場合、部活動は中止とする。

- ② 練習試合やカップ戦などで、土曜日と日曜日の両日参加する必要がある場合は、翌週の平日の活動日に 日曜日の振替としての休養日を取ること。
- ③ 特例として、公式な大会やコンクール（中体連や吹奏楽コンクールなど）の 区大会の前週については、土曜日と日曜日の両日 とも練習してもよい。この場合、日曜日に活動した振替としての休養日を翌週に取らなくてもよい。
- また、公式な大会やコンクールが平日に実施される場合、生徒のけが防止のため、特例として、大会等の前日の休養日 となっている日も活動することができる。この場合、休養日に活動した振替としての休養日を翌週に取らなくてもよい。

(5) 休養日

休養日は以下のとおり設定し、遵守する。

- ① 1週間のうち月曜日から金曜日（以下「平日」という。）に2日以上（原則として月・水曜日）とし、土曜日・日曜日・祝日（以下「休業日」という。）に1日以上（原則として日曜日）の週3日以上を休養日とする。また、部活動地域移行・展開を見据え、毎月第1土曜日を原則として休業日とするため、第1週目は土曜・日曜と休業日とする。休養日に、大会等により活動する場合や、やむを得ず活動する場合は、他の日に代わりの休養日を設ける。
- ② 長期休業中の休養日は、学期中の休養日と同様とする。
- ③ 定期考査前の1週間は休養日とする。
- ④ 以下の日は、「古賀市部活動一斉休養日」とする。
- なお、練習試合やカップ戦などの大会参加も一切できない。
- ・ 年末年始の休日（12月29日～1月3日）
 - ・ 学校閉庁日（8月7日～16日）

(6) 活動時間

活動時間は以下のとおり設定し、遵守する。

- ① 平日の活動時間は2時間以内で各部活動顧問が設定する。また、全部活動において「完全下校時間」を定め、それを厳守し、生徒が安全に帰宅できるよう配慮する。
- ② 休業日の活動時間は、3時間以内で各部活動顧問が設定する。

(7) 早朝練習の禁止

早朝練習は実施しない。

(8) 合宿の禁止

合宿は実施しない。

(9) 保護者に過度の交通費や参加費等の負担がかかる練習試合の禁止

県外での練習試合や宿泊を伴う練習試合など、保護者に過度の交通費や参加費等の負担がかかる練習試合等は実施しない。

(10) 参加する大会等について

校長は、中体連や中文連、吹奏楽連盟等以外の大会やコンクール、練習試合、協会主催の大会等への参加については、生徒の教育上の意義や、生徒や部活動顧問に健康・体力・心理面での過度の負担とならないように考慮して、参加する大会等を精査する。なお、部活動顧問は、練習試合の実施や大会等に参加する前に、校外指導計画を校長へ提出し、承認を得る。

(11) 安全管理の徹底

校長は、学校における部活動の安全な環境を整備するとともに、以下について、部活動顧問に対し、支援及び指導を行う。

- ① 部活動顧問は、日常の活動を安全に行うことができるよう、活動の前後に健康観察を行い、常に生徒の健康安全に努める。また、練習場所や練習設備、用具等について安全確認を実施する。
- ② 部活動顧問が出張等で学校に不在の場合は、部活動を行わない。
- ③ 練習試合や大会等への引率については、部活動顧問は、交通手段等も含め、保護者に対して、事前に十分な説明を行う。
- ④ 部活動顧問及び部活動外部指導員が運転する自家用車等での引率については行わない。
- ⑤ 部活動顧問は、部活動の活動時の天候に十分留意する。暴風や雷等の場合には部活動の中止の判断を的確に行う。
- ⑥ 全教職員は、熱中症について理解を深め、その対処法を校内で研修するとともに、重篤化しやすく命の危険に係ることを生徒に指導する。また、以下の対応を徹底する。
 - ・ 高温多湿下においては水分・塩分補給や休憩をしっかりと行い、熱中症に十分配慮する。
 - ・ 活動開始前と活動中の最低2回以上、熱中症指数計を使用して暑さ指数（WBGT）を測定すること。測定場所は、活動場所の四隅及び中心部の5ヶ所とする。測定結果は必ず記録しておく。（グラウンド・体育館・剣道場・柔道場等、部活動で使用する場所を熱中症指数計で測定する。）
 - ・ 暑さ指数（WBGT）31℃以上の場合は、活動を中止し、数値が下がるまで休息するなどの措置をとり、基準値を超えた状況では部活動を中止する。
 - ・ 暑さ指数（WBGT）の数値が31℃を下回っている場合においても、生徒の様子を丁寧に観察し、運動を中止（休止）するなど、適切な対応を行う。
- ⑦ 全教職員は、学校の「危機管理マニュアル」「熱中症予防ガイドライン」に則り、緊急時に対応できるよう徹底する。特に、AED（自動体外式除細動器）を適切に管理し、その設置場所及び操作方法を全教職員が把握するよう徹底する。緊急時には消防機関等と適切に連携して対応する。

(12) 適切な指導の実施

- ① 体罰は、学校教育法第11条で禁止されている行為である。部活動顧問からの指導と称して生徒を殴る、蹴るなどの暴力行為は決して許されない。また、部活動顧問からの威圧的な言葉による生徒への指導も体罰に該当する。体罰はいかなる場合でも決して許されないと認識を持ち、体罰の根絶を徹底する。
- ② パワーハラスメントやセクシャルハラスメント等、不適切な言動についても、断じて許されない行為であり、生徒の人権を侵害する違法な行為であるため、根絶を徹底する。
- ③ 部活動顧問は、生徒の人間関係に日常的に十分に注意するとともに、生徒の状況を必要に応じて学校全体で共有し、いじめの未然防止を徹底する。いじめが起きた場合には、学校のいじめ防止基本方針に基づき早期に対応する。
- ④ 学校は、部活動の適切な運営に係る教職員の研修の場を設定する。また、部活動外部指導員においては、校長の責任のもと、部活動指導、生徒指導、生徒の発達段階等に関する内容の研修を行う。

4 保護者・地域との連携

- (1) 部活動方針の周知
学校は、年度当初、部活動方針を作成の上、学校のFacebookや学校だより等で生徒・保護者・地域に公表し、理解や協力を得る。
- (2) 部活動保護者会の実施
学校は、年度初め及び新チーム等発足時など、時機をとらえて、年間1～2回程度の部活動保護者会を実施する。その際、部活動における学校の活動方針及び各部の活動方針、活動計画等を示し、理解を得る。
- (3) 保護者・地域とのパートナーシップの醸成
学校は、生徒の健全な育成と教育環境の充実の観点から、保護者・地域との連携に努め、生徒や保護者、地域住民が部活動に関する心配や不安等について、部活動顧問や学校に相談しやすい雰囲気を醸成する。

5 教育委員会の取り組み

古賀市教育委員会は、各学校における部活動の持続可能な運営の構築と部活動を通じた生徒の資質・能力の向上を目指し、生徒の健康と安全を守り、指導の充実等を促すとともに、部活動顧問の負担軽減による働き方改革を推進するため、また、部活動の地域移行・展開に向けて、以下の取り組みを積極的に行う。

- (1) 教育委員会と校長会、教頭会が連携して、部活動の適切な運営に係る研修を行う。
- (2) 教育委員会と学校が連携して、部活動外部指導員として学校支援を希望する地域人材の発掘、活用に努める。
- (3) 教育委員会は、生涯学習推進課、文化課が中心となり、令和10年9月以降の部活動地域移行・展開に向け、教育総務課、学校教育課、青少年育成課と連携し、学校、地域と協力しながら丁寧に進めていくよう努める。